

第 378 回月例会・報告概要

日 時 : 2020 年 2 月 15 日 10:00～

報告者 : 池 田 佳 史 会 員 (弁 護 士)

テーマ : 売買契約における所有権留保について

報告者コメント : 売買契約において代金完済まで所有権が売主に留保される契約はめずらしいものではない。この所有権留保付きの売買契約は、買主の倒産の場合に売主は取戻権を行使できるのか、別除権とされて対抗要件の有無が問題となるのかがよく論ぜられている。ただ、売主と買主の関係は一樣ではなく結論にいたる法的構成については議論がある。また、倒産とは異なる状況において所有権留保をいかなる法的性質と捉えるかも議論がある。

本報告においては、所有権留保の法的性質を明らかにした上で、倒産時においても有効な法律効果を有するための方策を検討したい。

報告概要

はじめに

第1 特定動産取引における所有権留保

1. 所有権留保契約の形態

(1) 売主留保ケース

- ・割賦販売

(2) 立替業者留保ケース

- ・立替業者(ファイナンス会社など)が所有権を留保

2. 登録制度のある立替業者留保のケース(最判平成22・6・4民集 64 卷 4 号 1107 頁)

(1) 事案

- ・民事再生、自動車ファイナンス、登録は販売会社
- ・所有権に基づく引渡請求

(2) 第1審:札幌地判平成 20・4・17

- ・債権者(原告)自身の登録が必要(民事再生 45 条参照)
- ・債権者の担保のための所有権留保(所有権留保の承継や譲渡担保との構成はとらない)

(3) 控訴審:札幌高判平成 20・11・13

- ・訴外販売会社の留保所有権を債権者は代位により承継
- ・原債権と担保権を有する者が対抗要件を具備していれば足る。
- ・民事再生法 45 条は債権者が自己名義の対抗要件を

(4) 最高裁判決

- ・販売会社から所有権の移転を受け、留保する合意
- ・債権者名義による対抗要件が必要

3. 登録制度のない売主留保のケース(東京地判平成 27・3・4 判時 2268 号 61 頁)

- ・重機の割賦販売契約と使用貸借契約、所有権留保条項あり
- ・破産、所有権留保権者による債務不存在請求事件
- ・占有改定があり、対抗要件具備

第2 不特定動産売買における所有権

1. 東京地判平成 22・9・8判タ 1350 号 246 頁

- ・家庭用雑貨の売買、民事再生
- ・別除権であり、民事再生上対抗要件が必要

2. 東京地判平成 25・4・24

- ・衣料品、破産
- ・対抗要件(占有改定)なし

第3 所有権留保による不特定物動産売買契約と集合動産譲渡担保契約の優劣(最判平成 30・12・7民集 72 卷 6 号 1044 頁)

1. 第1審:東京地判平成

- ・金属スクラップ
- ・譲渡担保権者からの損害賠償請求
- ・売却時には動産の範囲は特定されており、所有権留保は成立(保管状況はその後の状況)
- ・所有権留保権者と譲渡担保権者は対抗関係に立たない

2. 控訴審:東京高判平成 29・3・9

- ・所有権留保と譲渡担保を対抗問題だとすると、譲渡担保登記後は所有権留保が劣後することになるが、利益衡量としても

3. 最高裁判決

- ・完済まで所有権留保するもの(転売承認に資金確保のため)
- ・債務者に移転していないので、債務者から設定を受けた譲渡担保権は主張できない。

第4 第三者との関係

1. 千葉地判平成 18・11・27 と東京高判平成 19・12・6

(1) 事案

- ・オートローン、買主が自動車を放置
- ・自動車撤去土地明渡しと損害賠償

(2) 第1審:千葉地裁

- ・所有権留保があるからといって、土地を

(3) 控訴審:東京高裁判決

- ・所有権留保権者は車両を事実上支配しているものとはいえない

2. 最判平成 21・3・10 民集 63 卷 3 号 385 頁

- ・財債務弁済期到来前は交換価値を把握するのみであるが、経過後は占有し、処分権限がある
- ・侵害の事実を知らないと不法行為責任は負わない

おわりに

- ・法的倒産手続の有無による理解の違い
- ・占有改定の徹底

以 上